

第2節 過労死等の防止のための対策に関する大綱の概要

大綱では、過労死等防止対策推進法に基づき、①調査研究等、②啓発、③相談体制の整備等、④民間団体の活動に対する支援の4つの対策を効果的に推進するため、今後概ね3年間における取組について定めている。

大綱の概要は、以下のとおりである。

1 はじめに

過労死等防止対策推進法の成立、施行の背景に触れるとともに、我が国の法律上初めて過労死等の定義が規定されたこと、法律の基本理念、法律に定められた国、地方公共団体、事業者、国民の責務について説明している。

さらに、どのような社会であっても、過労死等は本来あってはならないこと、過労死等がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に寄与することを目的として、今後、この大綱に基づき、過労死等の防止のための対策を推進することをうたっている。

2 現状と課題

現状については、労働時間等の状況、職場におけるメンタルヘルス対策の状況、就業者の脳血管疾患、心疾患等の発生状況、自殺の状況、脳・心臓疾患及び精神障害に係る労災補償等の状況について述べている。

課題については、長時間労働以外の発生要因等を明らかにする必要性、人口動態職業・産業別統計による就業者の脳血管疾患、心疾患等による死亡数と脳・心臓疾患により死亡したとする労災請求件数や、自殺統計による被雇用者・勤め人の自殺者のうち勤務問題を原因・動機の一つとする自殺者数と精神障害により死亡したとする労災請求件数に大きな差があり、その分析が十分とはいえないこと、若年者を対象とする教育活動を通じた啓発の必要性、労働時間が平均的な労働者ではなく、長時間就労する労働者に着目した対策の必要性と労働時間の客観的な把握に関する啓発の必要性、メンタルヘルスについて労働者が相談しやすい環境の整備の必要性を述べている。

3 過労死等の防止のための対策の基本的考え方

(1) 当面の対策の進め方

過労死等の発生要因等は明らかでない部分が少なくないため、第一に実態解明のための調査研究が早急に行われることが重要であるとしつつ、その防止は喫緊の課題であるため、調査研究の成果を待つことなく対策に取り組むことを示している。

これらの取組により、将来的に過労死等をゼロにすることを目指し、平成32年までに週労働時間60時間以上の雇用者の割合を5%以下、年次有給休暇取得率を70%以上、平成29年までにメンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上とする目標を早期に達成することを目指すこととしている。また、今後おおむね3年を目途に、すべての都道府県でシンポジウムを開催するなど、全国で啓発活動が行われるようにするとともに、身体面・精神面の不調を生じた労働者誰もが必要に応じて相談することができる体制の整備を図ることを目指すこととしている。

(2) 調査研究等の基本的考え方

調査研究等については、複雑で多岐にわたる要因等を分析していく必要から、医学、労働・社会分野のみならず経済学等の関連分野も含め、多角的、学際的視点から実態解明を進めることが必要であることを示している。

例えば、自動車運転従事者、教職員、IT産業、外食産業、医療等、過労死等が多く発生しているとの指摘がある職種・業種や、若年者を始めとする特定の年齢層の労働者について、特に過労死等の防止のための対策の重点とすべきとの意見があり、このような意見を踏まえ、より掘り下げた調査研究を行うことが必要と指摘している。

また、これらの調査研究を通じて、我が国の過労死等の状況や対策の効果を評価するために妥当かつ効果的な指標・方法についても早急に検討すべきであるとしている。

(3) 啓発の基本的考え方

啓発については、過労死等を職場や労働者のみの問題と捉えず、国民一人ひとりが消費者、社会の構成員、労働者を支える家族・友人として、自身にも関わることとして理解を深めるよう啓発活動に取り組むことが必要であることを述べている。

また、民間団体とも連携しつつ、学校教育を通じて啓発を行っていくことが必要であること、職場の関係者、特にそれぞれの職場を実際に管理する立場にある上司に対する啓発や、若い年齢層の労働者が労働条件に関する理解を深めるための啓発も重要であるとしている。

加えて、仕事と生活の調和（ワークライフバランス）のとれた働き方ができる職場環境づくりについて先進的な取組事例を広く紹介するとともに、このような積極的な取組は企業価値を高めること、また、過労死等を発生させた場合にはその価値を下げることにつながり得ることを啓発することも必要としている。また、過重労働対策やメンタルヘルス対策に取り組んでいる企業を広く周知することが必要であるとしている。

さらに、各職場において、これまでの労働慣行が長時間労働を前提としているのであれば、それを変え、それぞれの実情に応じた積極的な取組が行われるよう働きかけていくことが必要であること、長時間労働が生じている背景には、様々な商慣行が存在する場合もあることから、取引先や消費者など関係者に対する問題提起等により、個々の企業における労使を超えた改善に取り組む気運を社会的に醸成していくことが必要であることを指摘している。

(4) 相談体制の整備等の基本的考え方

相談体制の整備等については、労働者が気軽に相談できる多様な相談窓口を民間団体と連携しつつ整備することが必要であること、また、職場において健康管理に携わる産業医を始めとする産業保健スタッフ等の人材育成、研修について、充実・強化が必要であること、併せて、必要な場合に労働者が躊躇なく相談に行くことができるよう環境を整備していくことが必要であるとしている。

(5) 民間団体の活動に対する支援の基本的考え方

民間団体の活動に対する支援については、国及び地方公共団体の支援とともに、民間団体の活動内容等の周知を進める必要があること等が述べられている。

4 国が取り組む重点対策

国が重点的に取り組まなければならない対策として、過労死等防止対策推進法に規定されている調査研究等、啓発、相談体制の整備等、民間団体の活動に対する支援について、関係行政機関が緊密に連携して、以下のとおり取り組むものとしている。

(1) 調査研究等

- ① 過労死等事案の分析
- ② 疫学研究等
- ③ 過労死等の労働・社会分野の調査・分析
- ④ 結果の発信

(2) 啓発

- ① 国民に向けた周知・啓発の実施
- ② 大学・高等学校等における労働条件に関する啓発の実施
- ③ 長時間労働の削減のための周知・啓発の実施
- ④ 過重労働による健康障害の防止に関する周知・啓発の実施
- ⑤ 「働き方」の見直しに向けた企業への働きかけの実施及び年次有給休暇の取得促進
- ⑥ メンタルヘルスケアに関する周知・啓発の実施
- ⑦ 職場のパワーハラスメントの予防・解決のための周知・啓発の実施
- ⑧ 商慣行等も踏まえた取組の推進
- ⑨ 公務員に対する周知・啓発等の実施

(3) 相談体制の整備等

- ① 労働条件や健康管理に関する相談窓口の設置
- ② 産業医等相談に応じる者に対する研修の実施
- ③ 労働衛生・人事労務関係者等に対する研修の実施
- ④ 公務員に対する相談体制の整備等

(4) 民間団体の活動に対する支援

- ① 過労死等防止対策推進シンポジウムの開催
- ② シンポジウム以外の活動に対する支援
- ③ 民間団体の活動の周知

5 国以外の主体が取り組む重点対策

地方公共団体、労使、民間団体、国民が、国を含め相互に協力及び連携して取り組む対策についてまとめている。

6 推進上の留意事項

推進状況のフォローアップとして、関係行政機関は、毎年の対策の推進状況を過労死等防止対策推進協議会に報告するものとされている。また、過労死等防止対策推進法第14条の規定から、調査研究等の結果を踏まえ、対策について適宜見直すことが示されている。

さらに、過労死等防止対策推進法附則第2項では、「この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。」と規定されており、この検討の状況も踏まえ、おおむね3年を目途に必要があると認めるときに大綱の見直しを行うことを示している。

コラム4 各地の過労死家族の会の紹介

(1) 北海道過労死を考える会

北海道過労死を考える会は、2012年12月に結成され、遺族や被災者だけでなく、弁護士や医師、一般の方々も入会し、過労死関連の学習会、会員同士の交流会、被災者遺族の相談等の活動を行っています。

2015年11月に札幌市内の自治労会館で行われた「過労死等防止対策推進シンポジウム」では、北海道労働局と北海道経済部労働政策局からの挨拶、「過労死防止法の成立後と今後の課題」をテーマとした関西大学名誉教授・森岡先生の基調講演に続き、共にまだ20歳代の青年を亡くされた2人の遺族の話がありました。

毎年行われる厚生労働省主催のシンポジウムでは、行政、企業、民間団体が協力して取り組むことが必要であると考えます。これからも、過労死の相談活動や啓発活動を進めていきたいと思えます。

(菊地悦子・北海道過労死を考える会代表)

(2) 東北希望の会

東北希望の会は、2013年4月に仙台で設立されました。遺族のほか、専門家及び一般サポーター多数が所属し、過労死防止活動、遺族同士の自助及び専門家による支援、子供の居場所作りなどを行っています。

2014年には、過労死防止フォーラムを2回、過労自死遺族フォーラムを1回開催しました。そのほか、遺族の子供たちを中心にしたクリスマス会、夏の海水浴など、毎年様々なイベントを企画し、開催するたびに参加者が増えています。

2015年11月の「過労死等防止対策推進シンポジウムー過労死なんて、ひとごとと思いたかったー」では、豊富な経験に裏打ちされた産業医の基調講演、胸に迫る学校教員御遺族のお話が続ぎ、ラストのミニコンサートでは歌手の温かい歌声が会場を穏やかに照らしていました。〈希望の会・夏の子供企画〉での、子供たちの明るい笑顔の映像が、会場の過労死防止への思いを一層強くしてくれたようでした。「過労死」への理解が広がり、やがて「過労死のない社会」につながっていくことを切に祈っております。

(前川珠子・東北希望の会代表)

(3) 大阪過労死を考える家族の会

大阪過労死を考える家族の会は、1990年12月に結成されました。毎月、定例会を行っており、遺族などから近況報告し、会員同士の経験を語り、励まし合って支え合う交流を行っています。また、毎年7月に全国の仲間へ呼びかけ、全国規模の1泊学習交流会を開催しています。

2015年11月の「過労死等防止対策推進シンポジウム」では、事例を解説しながら「過労死防止大綱の内容と企業に求められるもの」をテーマとした岩城弁護士（過労死防止全国センター事務局長）の講演と「過労死を出さない職場づくりをどうするか」をテーマとした山崎喜比古先生（日本福祉大学特任教授）の講演があり、遺族6名の発言では、真面目に働いて過労死された命を無駄にせず、過労死のない社会につながる期待を訴えました。

後半は、「大阪から過労死をなくすために」と題してシンポジウムが行われ、コーディネーター、パネラーから、取組と対策について問題提起されました。

今回は企業側からも多数の参加があり、熱心に耳を傾けて下さったことがよかったですと思いました。

過労死防止活動が広く認知され、過労死のない社会につながることを願っています。

（小池江利・大阪過労死を考える家族の会代表）